

(別表)

2019年10月から12月の契約締結状況表

[一般競争入札]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
2019/10/1	深成岩類を対象とした四次元地質環境モデルの構築技術の高度化にかかわる検討	2019.10.1～2020.3.17	1式	榊大林組	28,600,000	
2019/10/10	数値データの取り扱いに係る品質管理手法の検討	2019.10.10～2020.3.20	1式	応用地質㈱	27,500,000	
2019/10/10	地下水流動・物質移行モデルの妥当性評価に係る方法論の検討(その2)	2019.10.10～2020.3.19	1式	榊大林組	31,900,000	

[指名競争入札]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
	該当なし					

[企画競争]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
	該当なし					

[公募]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
2019/10/1	建設・操業期間中における湧水量評価と化学影響評価技術の開発	2019.10.1～2020.3.23	1式	榊大林組	35,200,000	
2019/10/3	処分場スケール以上を対象とした粒子追跡解析手法の改良	2019.10.3～2020.3.19	1式	㈱QJサイエンス	36,300,000	

[随意(特命)]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
2019/10/24	粒子追跡解析に基づいたセメント系材料からの核種放出モデルの改良	2019.10.24～2020.3.6	1式	㈱QJサイエンス	10,450,000	会計規程第21条第4項
2019/10/24	セメント系材料の物質移行特性の取得	2019.10.24～2020.3.6	1式	(一財)電力中央研究所	8,789,000	会計規程第21条第4項
2019/11/18	地殻変動が活発な地質環境を対象とした調査・評価技術の信頼性向上に係る検討	2019.11.18～2020.3.31	1式	National Cooperative for the Disposal of Radioactive Waste (Nagra)	18,000,000	技術協力協定に基づく共同研究
2019/12/9	鑄造欠陥の非破壊/破壊検査および腐食試験後の炭素鋼表面のラマン分光分析	2019.12.9～2020.3.23	1式	日鉄テクノロジー㈱	9,350,000	会計規程第21条第4項
2019/12/10	事務所内清掃業務	2019.10.1～2020.3.31	1式	㈱ビルネット	4,019,400	会計規程第21条第4項

[重要な契約変更]

(単位:円)

契約を締結した日	物品等・役務・工事の名称、期間及び数量			契約の相手方の商号又は名称	契約金額(税込)	備考
	名称	工期(納期)	数量			
2019/11/25	地層処分事業の理解に向けた選択型学習支援事業の実施(2019年度活動分)	2019.4.19～2020.3.15	1式	(一財)日本原子力文化財団	216,751,600	変更後の契約額が5,000万円を超える契約

第21条第4項

機構は、前3項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合においては、随意契約によるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
- (2) 緊急の必要により競争に付することができないとき。
- (3) 競争に付することが不利と認められるとき。

契約事務実施細則(抜粋)

第52条第1項

規程第21条第4項第1号の規定により、随意契約により契約を締結する場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 特許法、実用新案法又は意匠法による権利を行使する行為に係る契約であって、これらの権利を有する者と締結しなければ、契約の目的を達することができないとき。
- 二 特定の設備、技術若しくは技能を有する者又は特定の販売業者と契約をしなければ、契約の目的を達することができないとき。
- 三 電気、ガス等の事業者と電気、ガス等の供給を受けるために必要な設備の工事を目的とする契約をするとき。
- 四 前各号の一に該当する場合のほか、契約の性質又は目的が競争を許さないとき。

第52条第2項

規程第21条第4項第3号の規定により、随意契約により契約を締結する場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 現に契約を履行中の工事、製造又は物品の買入れに直接関連する契約を、現に契約を履行中の契約者以外の方に行わせることが不利と認められたとき。
- 二 物件の据付、改造又は修理に関する契約を当該物件を製造し、又は納入した者以外の方に行わせることが不利と認められるとき。
- 三 随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあるとき。
- 四 すみやかに契約をしなければ、著しく不利な価格で契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき。
- 五 前各号の一に該当する場合のほか、競争に付することが不利と認められるとき。